

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月27日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第2号

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則（令和2年阿賀野市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。